



eole Inc.

# 第23回 定時株主総会招集ご通知

2023年4月1日 ▶ 2024年3月31日

## 開催日時

2024年6月25日（火曜日）

午前10時（受付開始 午前9時30分）

## 開催場所

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

**鉄鋼会館 8階**

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

株式会社イオレ 証券コード：2334

証券コード 2334

2024年6月4日

(電子提供措置の開始日 2024年6月3日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋横山町6番16号

株 式 会 社 イ オ レ

代表取締役社長 冨 塚 優

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第23回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.eole.co.jp/ir/library/>

上記ウェブサイトにアクセスして、「IR」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」の順に選択してご覧ください。

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後6時までには議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。株主様には可能な限り書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時  
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号  
鉄鋼会館 8階  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」  
をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項 第23期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告及び計算  
書類の内容報告の件  
決 議 事 項  
議 案 取締役5名選任の件
4. その他招集にあたっての決議事項  
議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたもの  
として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
    - ・計算書類の個別注記表
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後に、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.eole.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

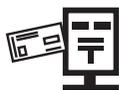
# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

1

## 書面（郵送）で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2024年6月24日（月曜日）午後6時30分

2

## インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

**行使期限** 2024年6月24日（月曜日）午後6時30分

詳細は、次ページをご参照ください。

3

## 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2024年6月25日（火曜日）午前10時

**開催場所** 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号  
鉄鋼会館 8階

### 議決権の 重複行使の 取り扱い

- (1) 書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

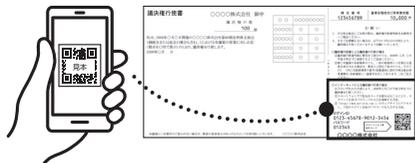
※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

# インターネットによる議決権行使方法について

## スマートフォンからの場合

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。



- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

### ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使サイト
<ホーム>
〇〇〇株式会社 第〇〇期定時株主総会
開催日：20〇〇年〇月〇日
株主番号：123456789
株主名：〇〇〇〇
議決権数：100股
1.会社提案に対し全て賛成
2.議案に対して個別に賛否を投票
◆株主総会に関する資料を確認
※議決権行使について ご投票は、投票締切日時まで、投票受付を完了したものが有効となります。 インターネットと重なる場所で投票された場合、新着日が新しいご投票を優先いたします。 但し、同日にご投票された場合はインターネットからのご投票を優先いたします。
※ご投票状況 ：まだご投票いただいておりません。
※投票締切日時 ：20〇〇年〇月〇日 17時00分
Copyright (C) 2018 E. Japan All Rights Reserved.

## パソコンからの場合

- 1 議決権行使ウェブサイト  
<https://www.net-vote.com/>  
にアクセスしてください。

- 2 トップ画面



- 3 ログイン画面

議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」をご入力し、「ログイン」を選択してください。



※一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）ではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株式会社アイ・アール ジャパン  
証券代行業務部

電話（専用ダイヤル）

**0120-975-960**（通話料無料）

（受付時間）午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

※パスワードの再発行をご希望の場合は、上記専用ダイヤルまでご連絡ください。

# 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和に伴い、個人消費の回復やインバウンド需要の増加が見られるなど、経済活動の正常化が進みました。一方で、中東やウクライナにおける紛争の長期化、中国経済の低迷、常態化する円安などの影響でエネルギー価格の高騰や物価上昇が続くなど依然として先行き不透明な状況は継続しております。

当社が属するインターネット広告市場においては、経済産業省の特定サービス産業動態統計調査（2024年2月分確報）によると、2024年2月のインターネット広告の売上高合計は123,301百万円（前年同月比1.60%増）と引き続き回復傾向となっておりませんが、当社が注力してまいりましたインターネットを活用した求人広告市場につきましては、2024年3月の有効求人倍率（季節調整値）は、1.28倍（厚生労働省「一般職業紹介状況（2024年3月分）について」）で直近では微増で推移しており、回復基調となっているものの更なる回復が望まれます。

このような事業環境の下、『コミュニケーションデータ事業』は、当社の優位性の一つであるデータとテクノロジーを組み合わせることで収益を上げていく事業として、『らくらく連絡網』、『らくらくアルバイト』（2024年3月でサービス終了）、『pinpoint』及び『他媒体広告』を含めており、当事業年度は代理店戦略の強化やアライアンスの推進を行い、データの拡充と有効活用を図ってまいりました。

また、『HRデータ事業』は、顧客が求人業界であり、当社が培ってきた求人広告分野におけるノウハウとテクノロジーを組み合わせることで収益を上げていく事業として、『求人検索エンジン』、『HR Ads Platform』及び『ジョブオレ』を含めており、当事業年度は『HR Ads Platform』を重視し、新規求人メディア連携やATS連携の強化を図ってまいりました。

その結果、『らくらく連絡網』の2024年3月末時点の会員数は700万人（前年同期比0.2

%増)、アプリ会員数は309万人(前年同期比7.7%増)、有効団体数は38万団体(前年同期比0.1%減)、『ジョブオレ』の2024年3月末時点の求人原稿数は604千件(前年同期比79.9%増)となっております。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,817,836千円(前年同期比7.1%増)、営業利益は41,944千円(前年同期比23.9%減)、経常利益は43,713千円(前年同期比19.3%減)、当期純利益は36,623千円(前年同期比0.5%減)となりました。

なお、当社は、インターネットメディア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度において、実施した設備投資の総額は151,687千円であり、その主なものは、『らくらく連絡網+』の開発に係るソフトウェア98,241千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

## (3) 資金調達の状況

当社は、2013年6月13日に第三者割当による第7回新株予約権を発行しており、当事業年度に行使により1,000株の新株を発行し、1百万円の資金調達を行いました。また、2022年4月18日に第三者割当による第10回新株予約権を発行しました。第10回新株予約権は当事業年度末時点ですべて行使しており、当事業年度末までに合計40,800株の新株を発行し、44百万円の資金調達を行いました。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第20期	第21期	第22期	第23期 (当事業年度)
	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高(千円)	1,439,034	2,086,427	3,564,446	3,817,836
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△274,063	△43,565	54,184	43,713
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△630,978	△147,250	36,806	36,623
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△271.32	△61.65	15.04	13.86
総資産額(千円)	766,480	751,696	1,449,262	1,336,927
純資産額(千円)	538,526	438,483	691,585	803,746
1株当たり純資産額(円)	229.95	182.40	265.12	301.93

(注) 第21期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第21期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

#### (5) 対処すべき課題

中東やウクライナにおける紛争の長期化、中国経済の低迷、常態化する円安などの影響でエネルギー価格の高騰や物価上昇が続くなど依然として先行き不透明な状況は継続しております。

当社といたしましては、以下を重点課題とし、事業基盤の整備、組織能力の拡充・強化を通じて、更なる成長が可能な企業体質の強化を進めてまいります。

##### (I) 競争力の強化

###### ① データベースの拡充

当社は、700万人の会員(約38万団体の幹事含む)を擁する『らくらく連絡網』のデータベースを活用することにより、インターネットメディアに関連する様々なサービスを提供しております。その中でも、『pinpoint』は重要な収益基盤となっております。

また、データベースのさらなる拡充を図るため、『らくらく連絡網』の会員満足度の向上と、新しいユーザーエクスペリエンスの提供を図ることは経営課題として必須であると考えています。それぞれの団体特性に応じたサービスを新規事業開発として行い、ユーザー

の利便性を高め、更なる会員数の増加を目指すことで、保有する1stパーティデータを拡張させると同時に行動履歴データを取得するとともに、効率的な広告配信及び新規サービスによる収益力の強化を図ってまいります。

会員の皆様にはこれからも、「安心」、「安全」でより「便利」なサービスを提供するために必要な、ユーザビリティの向上、機能やサービスの追加、個人情報保護の安全性強化、広告量の最適化等、会員満足度の向上を全社的な課題とし、継続して取り組んでまいります。

## ② 技術革新への対応

当社が事業展開しているインターネット関連市場では、技術革新や顧客ニーズの変化のサイクルが極めて早く、かつ、新たなスマートデバイス等のインターネット端末の技術革新も絶えず進化していることが特徴です。

また、アドテクノロジー分野においては、広告配信システムの開発、改善、機能強化等や、アドテクノロジー広告の新たな技法の開発、配信アルゴリズムの変化等が進むことが想定されます。同様にプラットフォーム開発においても、マッチングやマッピングの精度向上や自動化が進むことが想定されます。当社は、このような急速に変化する環境にも柔軟に対応すべく、業界の動向を注視し、機械学習等の先端的なテクノロジーの知見やノウハウやデータの蓄積、高度な技能を習得した優秀な技術者の採用と育成を積極的に推進してまいります。

## ③ 新規事業の展開

新サービスの強化につきましては主にはWeb3事業のNFT販売を中心に売上を拡大しておりますが、「休日いぬ部」のOTA開始や、DEA社との共同取組である「Answer to Earn」のサービス開始、また「ポケカル」において募集型企画旅行の造成、販売を開始するなど、それぞれの事業の拡大に向けて動いています。今期も更なるNFT販売代理強化、またBtoCメディアの集客力強化によって成長戦略を行っていきたいと考えています。

## ④ 知名度・コーポレートブランド価値の向上

当社の提供する各サービスの利用拡大とコーポレートブランド価値の向上を実現していくためには、サービス自体が利用者の皆様に愛されるものであること、各サービスの知名度や安心感を得ることが不可欠であると考えております。事業を支える優秀な人材の獲得や他社との提携等をより有利に進めるためにも、引き続き広告宣伝活動及び広報活動を積

極的に行ってまいります。

## (Ⅱ) 社内体制の強化

### ① 情報管理体制の強化

当社は、個人情報扱う企業であり、個人情報の保護をはじめとした情報管理の徹底については、常に経営上の大きな取り組み課題だと考えております。

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備、プライバシーマーク制度の認証取得等により、情報管理の徹底を図っておりますが、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

また、当社では、2017年10月より、匿名加工情報の取扱を開始し適法な運用を図っており、適切な運用ができるよう社内体制の整備と教育を行っております。

近年、GAFAに代表されるプラットフォーマーがcookie等の利用に関する制限を強化しております。当社では、主に広告IDを利用し、cookieには多くを依存しない形での匿名加工情報の活用を進めておりますが、今後、当社の出稿する各種インターネットメディアやプラットフォーマーにおける関連ガイドラインが大きく変更された場合に備え、情報の収集と速やかに対応できる社内体制の構築に努めてまいります。

### ② システムの安定性確保

当社は、『らくらく連絡網』等、ユーザーの社会活動インフラに大きく関わるサービスをインターネット上で提供しており、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上の重要な課題であると認識しております。そのため、サーバー設備の強化や負荷分散システムの導入が必要不可欠であると認識しております。

今後につきましても、ユーザー数増加や新規事業の立ち上がり等に伴うアクセス数の増加を考慮し、継続的かつ適時適切な設備投資を行うことで、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

### ③ 優秀な人材の確保と育成

当社は、未だ成長過程にあり、今後の事業拡大・成長に伴い、継続して専門性あるいはポテンシャルの高い優秀な人材の採用を行っていく必要があります。

また、新卒採用による若手社員の比率が高まっており、事業拡大のためにこれら若手人材の育成とマネジメント体制や教育体制の構築も重要であると認識しております。引き続き、人材戦略を経営戦略の一つと位置付け、新たな部門を設ける等本課題に取り組んでま

います。

④ 経営管理体制の構築

当社は、今後も事業の拡大を図るにあたり、事業をより効率的かつ安定的に運営していくためにも、業務の標準化と効率化を進め、コーポレート・ガバナンス機能、コンプライアンス体制の更なる強化、内部統制システムの整備・充実の継続的な推進等、リスク管理体制を更に強化し、経営管理体制を構築していくことが重要であると認識しております。会社の規模や成長に合わせ、適宜、ビジネスプロセスや意思決定プロセスの改善、組織体制の最適化を積極的に実施してまいります。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

### ① らくらく連絡網

当社サービスの基盤となる『らくらく連絡網』は、団体やグループでの活動に必要な出欠確認や日程調整、アンケート等を、メールの一斉送信でカンタンに行うことができる無料のグループコミュニケーション支援サービスであります。

### ② pinpoint

『pinpoint』は、当社及び提携パートナーが独自に保有する属性が明らかな2,000万人以上の匿名加工化されたユーザーデータを活用して、精密なセグメント設定によって本当に届けたいターゲット属性への広告配信を可能とするサービスであります。

### ③ 求人検索エンジン

『求人検索エンジン』は、インターネット上の求人情報を一括して検索できる「Indeed」等アグリエーションサイトの広告代理運用事業であります。

### ④ HR Ads Platform

『HR Ads Platform』は運用型広告と呼ばれるアドテクノロジーを求人領域に活用し、掲載媒体の選定、プラン、広告出稿及び運用を自動で行うことで採用業務のDX化を推進する、運用型求人広告プラットフォームであります。

### ⑤ ジョブオレ

『ジョブオレ』は、簡単に各種アグリエーションサイトとの連携が可能な採用サイトの作成、応募者対応及び分析機能を搭載しており、また『HR Ads Platform』との接続も可能な採用支援システムであります。

(8) 主要な事業所

本店：東京都中央区日本橋横山町6番16号

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
112名	22名増	35.9歳	4.1年

(注) 従業員数に臨時従業員の数を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入金額

金融機関からの借入はありません。

なお、取引金融機関と当座貸越契約（未行使残高200,000千円）を締結しております。

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 2,648,992株 (自己株式859株を含む)  
 (3) 株主数 1,985名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
吉田直人	563,300株	21.27%
株式会社五六	166,800	6.29
株式会社日本カストディ銀行	119,200	4.50
冨塚優	72,566	2.74
株式会社アルファステップ	67,500	2.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	65,700	2.48
吉岡裕之	51,000	1.92
株式会社SBI証券	46,400	1.75
佐藤昭子	38,500	1.45
Hongoholdings株式会社	38,500	1.45

(注) 持株比率は、自己株式(859株)を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の社外取締役を除く取締役及び取締役を兼務しない執行役員に対し、当社との間で契約に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、譲渡制限期間を取締役については30年間、執行役員については3年間とする普通株式を付与しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	11,351株	3名
取締役を兼務しない執行役員	2,522株	2名

### 3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

①2006年3月30日開催の取締役会決議による新株予約権（第2回新株予約権）

- ①新株予約権の払込金額 2,056円
- ②新株予約権の行使価額 1個につき67,000円
- ③新株予約権の行使条件 ①新株予約権の所有者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員、従業員、当社の企業公開業務支援者又は事業協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。  
②相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ④新株予約権の行使期間 2006年5月21日から2026年3月31日まで
- ⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く。）	265個	普通株式26,500株	1名

(注) 1. 「第2回新株予約権」は旧商法下で発行されたものです。

2. 当社は、2017年8月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、265株から26,500株に変更となっております。

②2022年5月13日開催の取締役会決議による新株予約権（第11回新株予約権）

- ①新株予約権の払込金額 2,600円
- ②新株予約権の行使価額 1個につき84,100円
- ③新株予約権の行使条件 ①新株予約権の所有者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員、従業員、当社の企業公開業務支援者又は事業協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。  
②相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ④新株予約権の行使期間 2025年5月31日から2032年5月30日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く。）	1,070個	普通株式107,000株	3名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	吉田直人	株式会社五六 代表取締役 Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. CEO
代表取締役社長	富塚優	営業部門管掌兼新規事業開発部門管掌 株式会社Tommy 代表取締役 株式会社五六 代表取締役 株式会社ポケットカルチャー 取締役 株式会社Gunosy 社外取締役 株式会社エクスペリエンサー 取締役
取締役	一條武久	技術部門管掌兼執行役員 サービス運用・開発部長
取締役	貞方渉	経営管理部門管掌兼執行役員 経営管理部長
取締役	北井朋恵	株式会社プレイド 執行役員
常勤監査役	荻野俊和	
監査役	大山亨	有限会社セイレーン 代表取締役 株式会社トラスティ・コンサルティング 代表取締役 株式会社ダブリューイノベーションキャピタル 代表取締役 株式会社シェアリング・ビューティー 社外取締役 株式会社CBホールディングス 社外取締役（監査等委員） フィンテックグローバル株式会社 社外取締役（監査等委員） IG証券株式会社 監査役 株式会社アズ企画設計 社外監査役 ジャパンM&Aソリューション(株) 非常勤社外取締役
監査役	田島正広	田島・寺西・遠藤法律事務所 代表パートナー フェアリンクスコンサルティング株式会社 代表取締役 ホッカンホールディングス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役北井朋恵氏は、社外取締役であります。
2. 監査役荻野俊和氏、大山亨氏及び田島正広氏は、社外監査役であります。
3. 当社は監査役荻野俊和氏、大山亨氏及び田島正広氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。取締役北井朋恵氏に関しましては株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出をする予定であります。
4. 監査役大山亨氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 監査役田島正広氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
6. 取締役伊藤綾氏は、2023年6月23日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、取締役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役北井朋恵氏、監査役荻野俊和氏、大山亨氏及び田島正広氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為または法令に違反することを認識しながら行った行為等で被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2021年2月18日の取締役会にて定めており、その概要は、

1. 当社の持続的な企業価値の拡大につながるものであること
2. 市場水準と比較して十分な競争力のある報酬水準であること
3. ステークホルダーに対して説明可能な内容であること

上記3点を基本方針としており、常勤取締役は、固定報酬及び株式報酬を、社外取締役は固定報酬のみとし、役位、職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案し、取締役会で個人別の報酬等を決定することとしております。

また、当事業年度においては、取締役会にて個人別の報酬等を役位、職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案し、取締役会で協議の上、個人別の報酬等を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額200,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。また、当該金銭報酬の範囲内で2020年6月24日開催の第19回定時株主総会において、株式報酬の額を年額40,000千円以内、株式数の上限を年20千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③取締役及び監査役の報酬額の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
		固定報酬	譲渡制限付株式	
取締役 (うち社外取締役)	81,323 (3,250)	64,450 (3,250)	16,873 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	9,300 (9,300)	9,300 (9,300)	-	3 (3)

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員には2023年6月22日開催の第22回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 非金銭報酬等として、取締役に対して株式報酬を交付しております。  
当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. 株式に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
重要な兼職の状況等につきましては16頁に記載の通りであります。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	北 井 朋 恵	社外取締役就任後に開催された取締役会には12回中12回に出席し、議案審議等につき、ガバナンスを中心としたCSRの観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	荻 野 俊 和	当事業年度に開催された取締役会には16回中16回、また、監査役会には15回中15回に出席し、企業統治、特にコンプライアンスの観点から必要に応じて指摘、意見、その他必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	大 山 亨	当事業年度に開催された取締役会には16回中15回、また、監査役会には15回中14回に出席し、経営豊富な経営コンサルティングの専門家の立場から、必要に応じて指摘、意見、その他必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	田 島 正 広	当事業年度に開催された取締役会には16回中16回、また、監査役会には15回中15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

〇AG監査法人

### (2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,687千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,687千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制の運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、取締役及び使用人がコンプライアンスに則った企業活動を実践するため、「コンプライアンス規程」を定め、経営理念をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とすることとする。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて当該各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保する。
- ・ 当社は目的達成のためコンプライアンス委員会を設け、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に取締役及び使用人の教育を行っていくものとする。
- ・ 当社は、コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、社内及び社外からの当社全体のホットラインとして、経営管理部に内部通報窓口を設け、運営・対応するとともに、社外にも内部通報窓口を設け、問題行為についての情報を迅速に把握し、その対処に努めることとする。
- ・ 内部監査担当はコンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、代表取締役に報告することとする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 当社は、「文書管理規程」を定め、情報の保全及び管理策を継続することにより、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行うものとする。また原則として取締役の職務の執行に係る情報は経営管理部において管理するものとする。なお、保存期間は、文書の種類、重要性に応じて、「文書管理規程」等の社内規程に規定された期間とする。
- ・ 取締役及び監査役は、上記の文書等を何時でも閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、「リスク管理規程」を定め、代表取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、事業上の様々なリスクを全社及び業務単位で検討し、リスクマネジメント

の推進、課題や対策を協議して、的確に管理するものとする。また、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

- ・ 当社は「個人情報保護管理規程」「情報セキュリティ管理規程」「インサイダー取引等防止に関する規程」等の情報セキュリティポリシーについて適時見直しを行い、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努めるものとする。
- ・ 緊急時における危機管理体制として、代表取締役を最高責任者として、危機管理体制、緊急時対応等の全ての危機管理に係る事前準備を行っていくこととする。
- ・ 突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役を本部長とする緊急時対策本部を設置し、状況を可能な限り迅速かつ詳細に把握した上で緊急時対応方針を決定し、損害の拡大の防止、危機の収束に向けて社内外より必要なノウハウや協力を得て、継続的かつ適切、迅速な措置を実施するものとする。
- ・ コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等にかかるリスク、及び新たに生じたリスクに対処するため、規程・ガイドラインの制定と適時な見直しに努めるものとする。また、研修の実施、マニュアルの作成・配布等により、取締役、使用人の啓蒙に努めるものとする。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督するものとする。取締役会は、原則として月1回の定期で開催し、緊急議案発生の場合には速やかに臨時に開催し、迅速かつ機動的な経営判断ができる体制を構築するものとする。
- ・ 職務執行に関する権限及び責任については「職務分掌規程」、「職務権限規程」その他社内規程において明文化するものとし、各部門長がその分掌業務の執行にあたりそれら社内規程に基づき決裁取得を必要とする事項については、個別に申請のうえ決裁を取得することにより効率的な業務執行を行うこととする。また必要に応じ「組織規程」に基づき経過報告を行い、完了後は完了報告を行うものとする。
- ・ 当社は、上記の業務執行状況について、内部監査担当による監査を実施し、その状況を把握し、改善を図るものとする。

- ⑤ 業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、事業や機能ごとに責任を負う取締役又は執行役員を任命することで、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、コンプライアンス委員会並びにリスクマネジメント委員会はこれらを横断的に推進し、管理するものとする。
  - ・ 内部監査担当による業務監査により、当社の業務全般にわたって、業務の適正を確保するための体制が十分かつ適切に整備、運用されているかを監査し、その適正性を確保するものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役が監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に執行するための体制の確保のために、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる使用人を当該使用人として選出し対応するものとし、監査役は必要な事項を直接命令することができるものとする。
  - ・ 上記の使用人の独立性を確保するために、その命令に対して取締役からの指揮命令を受けないこととし、人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査役の同意が必要とする。
  - ・ 上記の使用人は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。また、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、取締役及びその他の使用人は、監査環境の整備に協力する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 取締役及び使用人は、監査役に対して、法令及び定款違反事項、業務又は業績に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス委員会の取り組み状況、並びにリスクマネジメント委員会事務局及び内部通報窓口に対しての通報の状況を適時に報告するものとする。また、監査役は必要に応じ、いつでも取締役及び使用人に報告を求めることができるものとする。
  - ・ 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益な取扱いは、内部通報規

程に準じ、これを禁止する。また、コンプライアンス委員会は、役員及び使用人に対する教育、研修等の機会を通じて、使用人が、人事上の不利益な取扱いを懸念して通報や報告等を思いとどまることがないよう、啓蒙に努める。

- ・ 監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、その他重要な会議に出席し、必要に応じて重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に報告及び説明を求めることができるものとする。
  - ・ 監査役は専門的な判断を必要とする場合には、弁護士等の外部アドバイザーを任用し、専門的な立場から助言を受けることができるものとする。また、内部監査担当との連携及び会計監査人から監査計画を事前に受領し、監査重点項目等について説明を受け、定期的に意見交換を行うことができるものとする。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役及び内部監査担当等と定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高める。
  - ・ 監査役は専門的な判断を必要とする場合には、外部専門家の助言を受けることができるものとする。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
  - ・ 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
  - ・ 当社は、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図る。

⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ・反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消するものとする。
- ・当社取締役及び使用人で、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対策に関する規程」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、当該取引を開始するものとする。
- ・経営管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行うものとする。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っていくものとする。
- ・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、所轄警察署、顧問法律事務所、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社では、常勤役員で構成されるコンプライアンス委員会を当事業年度におきましては4回開催し、全社的に取り込まれるコンプライアンス研修や教育を検討してまいりました。

また、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて社内研修での教育及び全社会議を通じての集合研修や教育を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

さらに、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

リスクマネジメント委員会を当事業年度におきましては12回開催し、各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努め、当該管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

⑤ 監査役監査

監査役監査が実効的に行われることを確保するために、毎月監査役会を開催している他、内部監査担当との情報交換、会計監査人と内部監査担当との三様監査ミーティングを行っております。

⑥ 反社会勢力との取引排除

当社では、基本方針に従い、取引開始前に取引相手の反社会性を検証することを徹底し、また、継続して取引を行っている取引相手に関しても、定期的に検証する事を行っております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は設立以来、業績向上のための人的投資や財務基盤を強固にすることが重要であると考え、配当を実施しておりません。また、現在の当社は、配当原資である利益剰余金が累積損失によりマイナスとなっており、会社法の規定上、配当可能な状態にはありません。今後は将来の事業展開と経営体制の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を検討する所存であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等は未定であります。

内部留保資金については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応えるサービス開発、営業体制を強化するために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、取締役会決議により、毎年9月30日、3月31日又は取締役会が定める日を基準日として、会社法第459条第1項の規定による配当を行うことができる旨を定款で定めております。

---

本事業報告の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率に関しては四捨五入しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 流 動 資 産</b>	<b>764,690</b>	<b>I 流 動 負 債</b>	<b>533,180</b>
現金及び預金	257,583	買掛金	251,870
売掛金	463,084	未払金	80,444
前払費用	36,382	未払費用	24,259
その他	8,287	未払法人税等	9,723
貸倒引当金	△648	預り金	93,439
<b>II 固 定 資 産</b>	<b>572,236</b>	前受金	41,897
<b>1. 有 形 固 定 資 産</b>	<b>19,802</b>	その他	31,545
建物附属設備	11,315	<b>負 債 合 計</b>	<b>533,180</b>
工具器具備品	8,487	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>2. 無 形 固 定 資 産</b>	<b>457,080</b>	<b>I 株 主 資 本</b>	<b>799,546</b>
ソフトウェア	233,038	<b>1. 資 本 金</b>	<b>915,331</b>
ソフトウェア仮勘定	94,631	<b>2. 資 本 剰 余 金</b>	<b>856,958</b>
のれん	114,414	資本準備金	856,958
その他	14,997	<b>3. 利 益 剰 余 金</b>	<b>△972,498</b>
<b>3. 投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>95,353</b>	その他利益剰余金	△972,498
敷金	18,860	繰越利益剰余金	△972,498
差入保証金	13,210	<b>4. 自 己 株 式</b>	<b>△245</b>
投資有価証券	59,764	<b>II 新 株 予 約 権</b>	<b>4,200</b>
出資金	80	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>803,746</b>
破産更生債権等	5,819	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>1,336,927</b>
その他	3,438		
貸倒引当金	△5,819		
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,336,927</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		
顧客との契約から生じる収益	3,817,836	3,817,836
売上原価		2,713,769
売上総利益		1,104,066
販売費及び一般管理費		1,062,121
営業利益		41,944
営業外収益		
受取利息	3	
雑収入	2,857	2,861
営業外費用		
株式交付費	1,000	
雑損失	92	1,092
経常利益		43,713
特別損失		
特別退職金	4,800	4,800
税引前当期純利益		38,913
法人税、住民税及び事業税		2,290
当期純利益		36,623

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	877,302	818,929	818,929
当 期 変 動 額			
新株の発行（新株予約権の行使）	23,031	23,031	23,031
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	14,996	14,996	14,996
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	38,028	38,028	38,028
当 期 末 残 高	915,331	856,958	856,958

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	—	△1,009,122	△1,009,122	△117	686,992
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）					46,063
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）					29,993
当 期 純 利 益		36,623	36,623		36,623
自 己 株 式 の 取 得				△127	△127
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	36,623	36,623	△127	112,553
当 期 末 残 高	—	△972,498	△972,498	△245	799,546

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	4,592	691,585
当 期 変 動 額		
新株の発行（新株予約権の行使）		46,063
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）		29,993
当 期 純 利 益		36,623
自 己 株 式 の 取 得		△127
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△391	△391
当 期 変 動 額 合 計	△391	112,161
当 期 末 残 高	4,200	803,746

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備：6～10年

工具器具備品：4～8年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主な履行義務の内容及び収益に関する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損損失

当社は、顧客へ提供するサービスを基礎として資産のグルーピングを行っております。当社の資産グループは、コミュニケーションデータ事業、HR事業、新規事業、その他としており、新規事業をさらにWeb3事業、ペット事業、旅行事業に分け、それらを概ね独立したキャッシュフローを生み出す最小の単位として資産のグルーピングを行っております。資産グループのうち、減損の兆候があると認められる場合には、当該資産グループから生じると見込まれる将来キャッシュ・フローに基づき減損損失の認識の要否を判定しております。

当事業年度においては、ペット事業のグルーピングにおいて、損益が継続してマイナスとなったことから、事業用資産の減損の兆候があると判断し、減損損失の認識要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額	24,190千円
有形固定資産の減損損失累計額	4,220千円

### (2) 財務制限条項

金融機関との当座貸越契約(未実行残高200,000千円)に係る契約のうち一部の契約には財務制限条項等が付されております。その総額は、100,000千円で、各条項のいずれかに抵触した場合は期限の利益を喪失する場合があります。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末
普通株式(株)	2,592,059	56,933	—	2,648,992

#### (変動事由の概要)

新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加 1,000株

新株予約権（ストック・オプションを除く）の権利行使による増加	40,800株
譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加	15,133株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末
普通株式（株）	819	40	—	859

(3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式	197,800株
------	----------

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

一括償却資産	395千円
貸倒引当金超過額	1,980千円
減損損失	32,942千円
譲渡制限付株式報酬	7,855千円
税務上の繰越欠損金	211,410千円
その他	565千円
繰延税金資産小計	255,150千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△211,410千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△43,739千円
評価性引当額	△255,150千円
繰延税金資産合計	—

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、自己資金からの充当及び銀行等金融機関からの借入れ及び社債の発行による方針であります。一時的な余資の運用については、安全性の高い短期の金融資産に限定して運用を行う方針であります。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、与信管理規程に従って取引を行うとともに、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収遅延債権について個別に把握及び対応を行う体制とすることにより、当該リスクを管理しております。

敷金は本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、当社は、定期的に差入先の状況等の確認を行うことにより、当該リスクを管理しております。

営業債務である買掛金、未払金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、また、預り金についてもほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。投資有価証券については定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額59,764千円）は下表には含めておりません。また、重要性が乏しいと判断したものについては記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	18,860	14,741	△4,119
資産計	18,860	14,741	△4,119

(注) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

・時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	14,741	—	14,741

(注) 敷金の時価は、償還予定時期及び償還予定金額を見積もり、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. (注)3	0.4	役員の 兼任	販売代理売上	233,015	売掛金	8,000
				業務委託料の支払	759	未払金	475
				出資の引受	49,764		
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	株式会社ポ ケットカルチャ ー (注)4	—	役員の 兼任	売上	105,838	売掛金	56,182
				業務委託料の支払	10,560	未払金	11,100
				秘書・経理業務負担金	926	未収入金	152
				開発の委託	36,320		

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえで決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
3. 当該会社は、当社取締役会長吉田直人が代表取締役を兼務しており、議決権の過半数を所有している会社であります。
4. 当該会社は、当社代表取締役社長冨塚優が取締役を兼務しており、議決権の過半数を所有している会社であります。

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	らくらく 連絡網	pinpoint	HR テクノロジー	新規事業	その他	合計
外部顧客への 売上高	133,451	475,311	2,508,564	431,916	268,592	3,817,836

(注) 『HRテクノロジー』は『求人検索エンジン』、『ジョブオレ』及び『HR Ads Platform』で構成されております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりであります。

『らくらく連絡網』については、顧客からの依頼に基づいて広告を自社メディアに出稿することが主な履行義務であります。自社メディアに出稿がなされた段階で収益を認識しております。

『pinpoint』、『求人検索エンジン』及び『HR Ads Platform』については、顧客からの依頼に基づいて広告をメディアに出稿することが主な履行義務であります。

インプレッション型課金の場合はユーザーに広告が表示した時点、成果報酬型課金の場合はユーザーが広告をクリックし、顧客と合意した成果が得られた時点等で収益及び費用を認識しております。

『ジョブオレ』及び『らくらく連絡網』の一部サービスについては、システム提供が主な履行義務であります。当社が請求する権利を有する金額で収益を認識しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	620,959千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	463,084
契約負債（期首残高）	22,129
契約負債（期末残高）	41,897

顧客との契約から生じた債権は、売掛金に関するものであります。

契約負債は、主に、顧客からの依頼に基づいた広告出稿に際して受け取った翌期分の前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、20,117千円であります。当事業年度において、契約負債に重大な変動はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年以内の契約及び当社が請求する権利を有している金額で収益を認識することができ  
る契約については実務上の簡便法を適用し、注記を省略しております。

当社において、当初の予想契約期間が1年を超える取引はありません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	301円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	13円86銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	13円64銭
(4) 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第11回新株予約権 普通株式107,000株

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社イオレ  
取締役会 御中

OAG監査法人  
東京都千代田区  
指定社員 公認会計士 今井 基喜  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 田中 荘治  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イオレの2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

尚、取締役の協業取引、取締役と会社間の利益相反取引・関連当事者取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社イオレ	監査役会
常勤監査役	荻野 俊和 ㊞
監査役	大山 亨 ㊞
監査役	田島 正広 ㊞

(注) 常勤監査役荻野俊和及び監査役大山亨及び田島正広は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議 案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	よし だ なお ひと 吉 田 直 人 (1963年9月6日生)	1987年4月 (株)ハーベストン入社 1989年6月 (株)ホワイトT&R 代表取締役 1991年1月 (株)シオンコーポレーション 代表取締役 1991年9月 グラムス(株)設立 代表取締役 1998年7月 アクア(株)設立 代表取締役 2000年3月 サイバービズ(株)設立 (現(株)ザッパラス) 代表取締役 2001年4月 当社設立 代表取締役社長 2014年3月 (株)五六設立 代表取締役(現任) 2019年6月 当社取締役会長(現任) 2019年8月 Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. CEO(現任)	563,300株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	<p style="text-align: center;">とみ づか すぐる 富 塚 優 (1965年8月20日生)</p>	<p>1988年4月 (株)リクルート (現株)リクルートホールディングス) 入社</p> <p>2008年4月 (株)リクルート (現株)リクルートホールディングス) 執行役員</p> <p>2009年4月 (株)ゆこゆこ 代表取締役 (株)ワールドメディアエージェンシー 代表取締役</p> <p>2012年10月 (株)リクルートホールディングス 執行役員 (株)リクルートライフスタイル 代表取締役</p> <p>2013年4月 (株)リクルートマーケティングパートナーズ 代表取締役</p> <p>2016年4月 (株)リクルートアドミニストレーション (現株)リクルート) 代表取締役 (株)リクルートオフィスサポート 代表取締役</p> <p>2018年4月 (株)Tommy設立 代表取締役 (現任)</p> <p>2018年6月 当社社外取締役</p> <p>2018年8月 (株)Gunosy 社外取締役 (現任)</p> <p>2018年10月 (株)ポケットカルチャー設立 代表取締役</p> <p>2021年6月 (株)ポケットカルチャー 取締役 (現任)</p> <p>2021年6月 当社代表取締役社長 営業部門管掌兼マーケティング部門管掌兼新規事業開発部門管掌</p> <p>2021年12月 (株)五六 代表取締役 (現任)</p> <p>2022年10月 株式会社エクスペリエンサー 取締役 (現任)</p> <p>2024年4月 当社代表取締役社長 営業部門管掌兼新規事業開発部門管掌 (現任)</p>	72,566株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	いちじょう たけひさ 一條 武久 (1966年6月20日生)	1991年4月 日本電信電話(株)入社 2001年1月 (株)ケイ・ラボラトリー入社 2005年1月 (株)SWING入社 2006年10月 (株)IMJモバイル入社 2013年3月 当社入社 2013年7月 当社執行役員技術開発部長 2016年6月 当社取締役 第1技術開発部(現サービス運用・開発部) 管掌兼第2技術開発部管掌 2019年6月 当社取締役 技術部門管掌兼執行役員 サービス運用・開発部長 2024年4月 当社取締役 技術部門管掌兼執行役員エンジニアリングユニット長(現任)	12,921株
4	さだかた わたる 貞方 渉 (1972年6月6日生)	1996年4月 日本アジア投資(株)入社 2004年5月 (株)T・ZONE DIY 取締役 2004年8月 (株)グローヴァ 取締役COO 兼 執行社長 2008年3月 (株)ロゼッタ 取締役 兼 マーケティング本部長 2008年11月 (株)ホーム・コンピューティング・ネットワーク 取締役 2009年3月 スリープログループ(株) 執行役員 2010年3月 (株)アビバ 取締役 2011年3月 (株)ディー・ディー・エス 取締役管理本部長 2019年5月 株式会社起業工房 設立 代表取締役社長就任 2022年12月 当社入社 2023年4月 当社執行役員経営管理部長 2023年6月 当社取締役兼執行役員経営管理部長 2024年4月 当社取締役 経営管理部門管掌兼執行役員アドミユニット長(現任)	3,784株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	北井 朋 恵 (1972年5月5日生)	1993年 4月 京都日産自動車(株)入社 1996年 6月 大東京火災(株) (現あいおいニッセイ同和損害保険(株)) 入社 1999年 4月 ZURICH Insurance Company入社 2001年 5月 (株)リクルート入社 2013年10月 同社営業部 部長 兼 代理店部 部長 2016年 4月 (株)リクルートホールディングス経営コンピタンス研究所 2019年10月 クックパッド(株)入社 2020年 1月 同社マーケティングソリューション領域事業本部長 2020年 9月 同社Japan 執行役員 2023年 6月 当社社外取締役 (現任) 2024年 1月 株式会社プレイド 執行役員 (現任) 2024年 4月 株式会社Antway 社外取締役 (現任)	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 北井朋恵氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出をする予定です。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要等  
北井朋恵氏は、リクルートグループおよびクックパッドにて要職を歴任し、ソリューション営業、営業育成、ビッグデータを活用したマーケティングソリューションなどに、深い知見を有することから、経営全般の助言を頂戴することにより、中長期的な企業価値向上に寄与いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 北井朋恵氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、北井朋恵氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を法令に定める額まで限定する責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合は、同契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が当社取締役になされた場合には、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2024年3月31日現在のものであります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号  
鉄鋼会館 8階  
TEL 03 (3669) 4855



最寄駅 東京メトロ東西線茅場町駅12番出口より徒歩5分  
東京メトロ日比谷線茅場町駅2番出口より徒歩5分  
東京メトロ日比谷線八丁堀駅A5番出口より徒歩5分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。